



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会社名 西日本鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹島 和幸
(コード番号 9031 東証 1 部・福証)
問合せ先 広報室広報課長 日高 悟
(TEL. 092-734-1217)

米国における集団民事訴訟の和解解決について

当社は、日本における燃油サーチャージ等に係る価格調整に関して、米国において集団民事訴訟の被告の一員となっておりますが、原告との和解に合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至る経緯

原告は、世界中の国際利用航空運送事業者および国際利用海上運送事業者 60 社以上が種々のカルテル行為を行ったとして集団民事訴訟を提起し、当社も一部のカルテルに参加したとして、平成 21 年 7 月に被告に加えられておりました。

当社は、米国の集団民事訴訟制度、事実関係等を総合的に勘案した結果、和解に合意することが最善の選択であると判断いたしました。

2. 和解の内容

和解金 20 百万米国ドル (約 1,600 百万円)

(為替レート : 1 米国ドル = 79.88 円で換算)

なお、本件和解につきましては、今後米国裁判所の承認が必要となります。

3. 当社の業績に与える影響

平成 24 年 3 月期において独禁法関連引当金として 1,650 百万円を計上いたしました。

これにより、当期における独禁法関連引当金は、平成 23 年 9 月 29 日に公表した「米国司法省との答弁合意書締結について」によるものと合わせて 2,034 百万円となります。

なお、当期の業績につきましては、本日公表の「平成 24 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご覧ください。

4. 今後の対応

当社は、本件を重く受け止めるとともに、コンプライアンス体制のより一層の充実、推進を図り、独占禁止法を含む関連諸法規の遵守に努めてまいります。

以 上